



自由提案型 優良住宅部品認定基準

Certification Standards for Quality Housing Components

洗濯機用サイホン排出管(可変式洗濯機設置台)

Siphonic Discharge Pipe for Wash Machine/ Variable type washing machine table

BLFS SD/A:2024

2024年12月16日公表・施行

一般財団法人

ニセーリビシタ

目 次

自由提案型優良住宅部品認定基準 洗濯機用サイホン排出管（可変式洗濯機設置台）

第1章 総則

I. 総則

第2章 性能基準

I. 通則

1. 適用範囲

2. 用語の定義
3. 部品の構成
4. 材料
5. 施工の範囲
6. 寸法

II. 要求事項

- 1 住宅部品の性能等に係る要求事項
 - (1.1 機能の確保)
 - 1.2 安全性の確保
 - 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
 - 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
 - (1.2.3 健康上の安全性の確保)
 - (1.2.4 火災に対する安全性の確保)
 - 1.3 耐久性の確保
 - (1.4 環境に対する配慮)
- 2 供給者の供給体制等に係る要求事項
 - (2.1 適切な品質管理の実施)
 - (2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保)
- 2.3 適切な施工の担保
 - 2.3.1 適切なインターフェイスの設定
 - 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保
- 3 情報の提供に係る要求事項
 - 3.1 基本性能に関する情報提供
 - 3.2 使用に関する情報提供
 - 3.3 維持管理に関する情報提供
 - 3.4 施工に関する情報提供

III. 附則

自由提案型優良住宅部品認定基準 洗濯機用サイホン排出管（可変式洗濯機設置台）

第1章 総則

I. 総則

この基準は、一般財団法人ベターリビング（以下「財団」という。）が行う優良住宅部品の認定及び評価に関し必要な事項を定めるものである。なお、当基準以外の方法について、その性能が同等以上であると財団が認めるときは他の方法によることができる。

第2章 性能基準

I. 通則

1. 適用範囲

既存の集合住宅の住戸内に設置する、サイホン作用を利用して洗濯機の排水を浴室内に流す洗濯機用サイホン排出管のための洗濯機設置台に適用する。

2. 用語の定義

本基準で用いる用語の定義については、「優良住宅部品認定基準（洗濯機用サイホン排出管）」によるほか、次による。

- a) 可変式洗濯機設置台：洗濯機用サイホン排出管のサイホン作用を安定化させるため洗濯機の下に設置する台で、台座と保護カバーから構成され、幅・奥行きを調整することが可能な洗濯機設置台をいう。
- b) 台座：洗濯機をかさ上げするための部材で、洗濯機の脚を乗せる台をいう。
- c) 保護カバー：台座と台座をつなぐための部材をいう。
- d) 防振パット：台座上面に設置する洗濯機の振動を防止するための部材をいう。
- e) 滑り止めゴム：台座下面に設置する洗濯機設置台の滑り止めのための部材をいう。
- f) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。
- g) 消耗品：取替えパーツの内、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持する為に交換することを前提としているもの。
- h) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。
- i) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

3. 部品の構成

構成部品は、表－1による。

表－1 構成部品

構成部品	構成の別	備考
台座	●	防振パット、滑り止めゴムを含む
保護カバー	●	

注) 構成の別

●: (必須構成部品) 住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

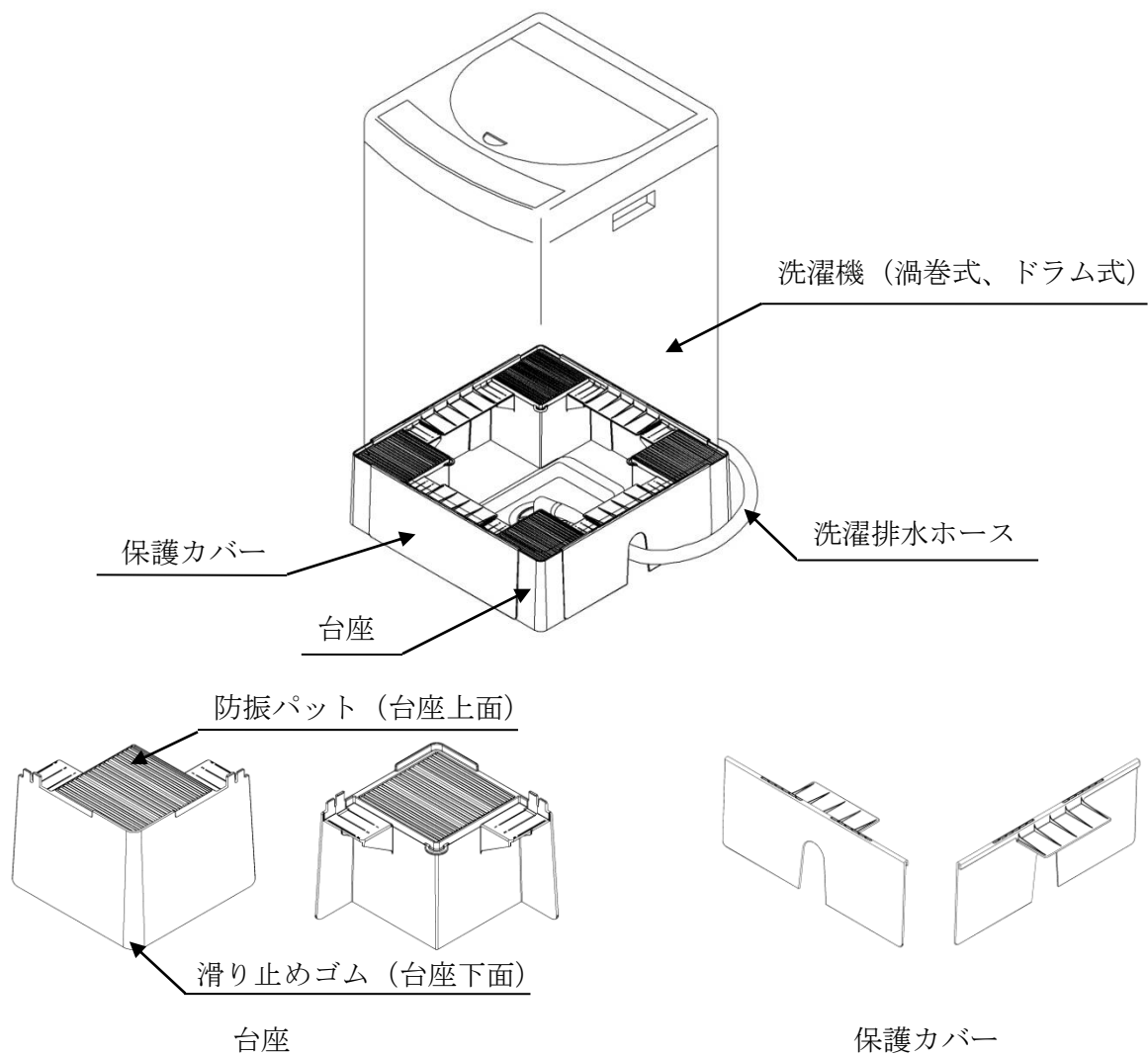


図-1 構成図

4. 材料

a) 構成部品の材料は、名称及び該当する JIS 等の規格名称を明確にしたもの、又は、JIS 等と同等の性能を有していることを証明したものを対象とする。

＜例示仕様＞

可変式洗濯機設置台の構成部品の材料は、表－2 のとおりとする。

表－2 可変式洗濯機設置台の構成部品の材料

構成部品	材料
台座	ポリプロピレン
保護カバー	ポリプロピレン
防振パット	NR
滑り止めゴム	EPDM

b) 可変式洗濯機設置台に使用する材料の曲げ強さ、曲げ弾性率、表面硬さについて、品質基準値を示すこと。

5. 施工の範囲

構成部品の施工の範囲は、原則として次による。

- a) 洗濯機設置台の固定（設置する場合）
- b) その他構成部品の取付

c) 使用上の注意ラベル等の貼付

6. 寸法

可変式洗濯機設置台の外形寸法は、表一 3 よる。

表一 3 可変式洗濯機設置台の外形寸法

幅 (mm)	奥行き (mm)	高さ (mm)
500～640 ※	500～640 ※	178

※幅・奥行きの寸法は、可変の範囲とする。

※高さの寸法は、台座底面から台座上面（防振パット含む）までとする。

II. 要求事項

1. 住宅部品の性能等に係る要求事項

(1.1 機能の確保)

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

a) 局部荷重に対する台座及び保護カバーの剛性

1) 可変式洗濯機設置台の台座に防振パットを設置し、直径 30 mm の円柱を置く。さらに、十分な剛性を有する載荷板をのせ、載荷板を介して 1,960N（荷重板、載荷板の質量を含む）の荷重を 3 分間かけ、白化、ひび割れ等の異常のないこと。

＜試験：BLFT SD/A-01「局部荷重試験（台座）」＞

2) 可変式洗濯機設置台の保護カバーの中央部に幅 100mm に厚さ約 5 mm のゴム板を貼った荷重板を介して、784N（荷重板の質量を含む）の荷重を 3 分間かけ、白化、ひび割れ等の異常のないこと。

＜試験：BLFT SD/A-02「局部荷重試験（保護カバー）」＞

b) 衝撃力に対する台座及び保護カバーの剛性

1) 台座に JIS A 1408:2017「建築用ボード類の曲げ及び衝撃試験方法」5.2.1b) の表 5-おもりの区分に規定される W1-1000（質量 1 kg）なす形おもりを 1m の高さから台座の中央部に落下させ、試験体の破損の状態を目視により観察し、異常のないこと。（おもりによる痕跡を除く）なお、衝撃荷重点の裏側にリブがある場合は、リブ間の中央部に衝撃荷重を加える。

＜試験：BLFT SD/A-03「耐衝撃性試験（台座）」＞

2) 保護カバーの中央部に、質量 15 kg の衝撃体を用いて所定の方法で衝撃を加え、使用上支障のあるような変形、ひび割れ、破損が生じないこと。

＜試験：BLFT SD/A-04「耐衝撃性試験（台座及び保護カバー）」＞

c) 台座及び保護カバーの構造

台座及び保護カバーは、洗濯機の振動により容易にはずれない構造であること。

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

鋭角部や突起部がなく、けがをしないような形状・加工状態であること。

(1.2.3 健康上の安全性の確保)

(1.2.4 火災に対する安全性の確保)

1.3 耐久性の確保

a) 吸水率

吸水率測定試験により、試験片 3 個の吸水率の平均値が 0.5%以下であること。なお、試験片の形状は正方形板試験片(厚みは底厚)とする。

＜試験：BLFT SD/A-05 吸水率試験＞

b) 耐酸性

濃度 3%(質量分率)の塩酸 1mL を試験片表面に滴下し、1 時間後に表面にひび割れ、ふくれ及び著しい変色のないこと。

＜試験：BLFT SD/A-06 「耐酸性試験」＞

c) 耐アルカリ性

濃度 5%(質量分率)の水酸化ナトリウム水溶液 1mL を試験片表面に滴下し、1 時間後に表面にひび割れ、ふくれ及び著しい変色のないこと。

＜試験：BLFT SD/A-07 「耐アルカリ性試験」＞

1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である。）

可変式洗濯機設置台の要求事項は、「優良住宅部品認定基準（洗濯機用サイホン排出管）」による。

2. 供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

可変式洗濯機設置台の要求事項は、「優良住宅部品認定基準（洗濯機用サイホン排出管）」による。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a) 保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した、保証書又は取扱説明書等を有すること。

b) 無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵(施工の瑕疵を含む)に応じ、次の年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として別に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

1) 部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵 2 年

＜免責事項＞

1. 住宅用途以外で使用した場合の不具合
2. 住宅用の洗濯機以外の排水に使用した場合の不具合
3. ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合
4. メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合
5. メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解（保護カバーが取り外されることを含む）などに起因する不具合
6. 建築躯体の変形や関連する設備機器など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合
7. 塗装の色あせ等の経年変化又は使用に伴う摩擦等により生じる外観上の現象
8. 海外付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合
9. ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合
10. 火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異又は戦争・暴動等破壊行為による不具合

2.2.2 確実な供給体制の確保

可変式洗濯機設置台の要求事項は、「優良住宅部品認定基準（洗濯機用サイホン排出管）」による。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

可変式洗濯機設置台の要求事項は、「優良住宅部品認定基準（洗濯機用サイホン排出管）」による。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

可変式洗濯機設置台の要求事項は、「優良住宅部品認定基準（洗濯機用サイホン排出管）」による。

2.3 適切な施工の担保

可変式洗濯機設置台の要求事項は、次による。

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

少なくとも次の内容について、適切に設定されていること。

- a) 構成部品の外形寸法（幅×奥行×高さ）
- b) 可変式洗濯機設置台の固定方法
- c) 洗濯排水ホースの固定方法

2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保

a) 次のような施工方法・納まり等に関する事項について明確になっていること。

1) 施工の範囲及び手順

- ① 台座の固定
- ② 保護カバーの台座への取付
- ③ 使用上の注意ラベル等の貼付

2) 施工上の留意事項等

- ① 取付下地の確認

3) 関連工事の留意事項

- ① 取付下地の要件及び施工方法

b) 当該施工方法・納まりが、他の方法を許容しない限定的なものであるか、他の方法も許容する標準的なものであるかについて明確になっていること。

c) 標準的な施工方法・納まりである場合は、標準的な施工方法・納まり等以外の方法について、必要な禁止事項及び注意事項が定められていること。

3 情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

可変式洗濯機設置台の要求事項は、「優良住宅部品認定基準（洗濯機用サイホン排出管）」による。

3.2 使用に関する情報提供

可変式洗濯機設置台の要求事項は、「優良住宅部品認定基準（洗濯機用サイホン排出管）」によるほか、次による。

a) 次の使用に関する情報が、わかりやすく表現されている取扱説明書により、提供されること。

- 1) 洗濯機取り出し口高さ
- 2) 事故防止のための指示・警告

少なくとも次の内容を表示すること。

- ① 保護カバーを外して使用しないこと。
- ② 洗濯機の電源プラグを抜き、洗濯機が止まっていることを確認後、点検・手入れを行うこと。
- 3) 製品に関する問い合わせ先（保護カバーの入手方法含む）
- b) a) 2) の内容を表示した使用上の注意ラベル等を使用者の見える位置に貼付すること。

3.3 維持管理に関する情報提供

可変式洗濯機設置台の要求事項は、「優良住宅部品認定基準（洗濯機用サイホン排出管）」による。

3.4 施工に関する情報提供

可変式洗濯機設置台の要求事項は、「優良住宅部品認定基準（洗濯機用サイホン排出管）」による。

Ⅲ. 附 則

1. この認定基準（洗濯機用サイホン排出管 BLFS SD/A : 2024）は、2024 年 12 月 16 日から施行する。
2. この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（洗濯機用サイホン排出管 BLFS SD/A : 2023②）は廃止する。
3. この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から 3 か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。
4. この認定基準の施行の日以前に、既に改正前の認定基準に従って優良住宅部品認定規程第 14 条第 1 項の認定を受けており（3. により施工の日以後に改正前の認定基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る認定基準は、優良住宅部品認定規程第 30 条第 1 項の期間内においては、改正前の当該認定基準を適用する。

自由提案型優良住宅部品認定基準

(洗濯機用サイホン排出管 (可変式洗濯機設置台))

解 説

この解説は、「自由提案型優良住宅部品認定基準(洗濯機用サイホン排出管(可変式洗濯機設置台))」の制定内容等を補足的に説明するものである。

I 今回の改正内容

1. 保証における免責事項の見直し

免責事項の条件を整理し、洗濯機等(関連する設備機器)の不具合による当該住宅部品の不具合も免責となるよう免責事項を見直した。

2. 保護カバーに関する情報提供内容の見直し

製品の供給実態に合わせ、3.1 基本性能に関する情報提供及び3.3 維持管理に関する情報提供の項目に記載していた保護カバーに関する要件を削除した。

II 要求事項の根拠

可変式洗濯機設置台の特性、使用状況等を勘案して、要求される性能を定めた。なお、一部の要求性能においては、関連する基準として、「洗濯機用防水パン」、「洗濯機用サイホン排出管」の要求性能及び試験方法を参考とした。

1. 適用範囲

可変式洗濯機設置台は、上記の開発経緯から「洗濯機用サイホン排出管」のための基準とし、適用範囲を限定した。

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

a) 局部荷重に対する台座及び保護カバーの剛性

可変式洗濯機設置台に求められる機能は、排水機能以外は洗濯機用防水パンとほぼ同様であるため、洗濯機用防水パンの基準で要求する「局部荷重に対する剛性」を参考とした。

b) 衝撃力に対する台座及び保護カバーの剛性

1) 台座の剛性について、洗濯機用防水パンと同様の安全性が必要であるため、洗濯機用防水パンの基準で要求する「耐衝撃性に対する剛性」を参考とした。

2) 台座及び保護カバーの剛性について、可変式洗濯機設置台は台座の位置が可変することが特長であるため、台座及び保護カバーを最大幅で設置した状態で耐衝撃性試験を行い、保護カバーに変形等がないことを確認することとした。可変式洗濯機設置台の使用実態に合わせて試験を行うため、市販されている中でも洗濯容量の小さい、4.5 kg～5 kgの洗濯機(質量 25 kg)が設置された状況を想定し、台座上部におもりを載せた状態で衝撃を加えることとしている。

c) 台座及び保護カバーの構造

可変式洗濯機設置台は、台座と保護カバーが一体型ではなく組み立てする製品であるため、洗濯機の振動により保護カバーが容易にはずれない構造であることを求めた。

1.3 耐久性の確保

a)～c) 吸水率他

可変式洗濯機設置台は、排水機能以外の機能は洗濯機用防水パンと同様であるため、洗濯機用防水パンの基準を参考とした。

3.2 使用に関する情報提供

可変式洗濯機設置台を設置することにより、洗濯機の取り出し口高さが 18 cm 程度高くなることから、取扱説明書において情報提供されることを要求事項とした。

Ⅲ その他

1. 基準改正の履歴

【2023 年 8 月 1 日】

1. 耐衝撃性試験（保護カバー）の試験方法の変更

耐衝撃性試験（保護カバー）の試験方法について、試験方法名称を耐衝撃性試験（台座及び保護カバー）に変更し、砂袋を用いた試験方法から鉄製の衝撃体を用いた試験方法に変更した。

【2023 年 4 月 21 日】

1. 安全対策の追加

全自動洗濯機（縦型）とかさ上げた洗濯機用防水パンの隙間で指を切断する事故が発生したことなどから、優良住宅部品認定基準「洗濯機用防水パン」において、かさ上げタイプの洗濯機用防水パンの基準検討を行うことになった。可変式洗濯機設置台は、製品の形状や使用方法がかさ上げタイプの洗濯機用防水パンと共通していることから、洗濯機用防水パンの基準検討と合わせ、安全に関する注意喚起を使用上の注意ラベル等により行うこと等を要件とした。

① 施工の範囲、供給者の供給体制等に係る要求事項について

使用上の注意ラベル等の貼付を施工の範囲に追加し、施工の手順等を明確にすることを要件とした。

② 情報の提供に係る要求事項について

保護カバーの入手方法についてカタログ等で情報提供し、事故防止の指示・警告内容と合わせて取扱説明書で情報提供することを要求した。事故防止のための指示・警告内容については、使用上の注意ラベル等を使用者の見える位置に貼付することを要求した。

2. 要求事項の表現修正（全品目共通）

2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保、3.2 使用に関する情報提供、3.4 施工に関する情報提供の要求事項について、他の認定基準と整合するため表現を修正した。

【2021 年 4 月 1 日】

洗濯機用防水パンの基準改正にあわせ、洗濯機用サイホン排出管（可変式洗濯機設置台）で同様の内容となっている箇所の変更を行った。

1. 曲げ強さ、曲げ弾性率及び表面硬さ試験の廃止

使用する材料の曲げ強さ、曲げ弾性率及び表面硬さ試験は、製造者が定める管理値を要求事項としてきたため、4. 材料の項目で品質基準値を示すことを追加し、試験を廃止した。

2. 耐酸性、耐アルカリ性試験の試験方法変更

耐酸性、耐アルカリ性試験実施後に、品質管理として表面硬さの測定を行っていたが、今までの試験結果等で特に問題が無いことから、表面硬さの測定を廃止する。また、耐温水性試験と同様に試験体数を1個としていたが、試験結果のバラツキをなくし試験の信頼性を確保するため試験体数を3個とし、試験片のサイズを耐温水性試験や吸水率測定試験と同じ50 mm角に変更した。

【2020 年 4 月 1 日】

1. 認定基準と評価基準の統合による改正（全品目共通）

認定基準と評価基準を統合し認定基準に一本化した。第1章は総則、第2章は性能基準と章立てし、性能基準は改正前（統合前）の評価基準をベースとし、改正前（統合前）の認定基準も包含できるようにした。

【2018 年 7 月 13 日】

1. 基準の制定

自由提案型優良住宅部品認定基準「洗濯機用サイホン排出管」は、従来の洗濯排水ホースを延長する方式に替わるもので、洗濯機のかさあげを行い、サイホン作用を利用して浴室内に洗濯機の排水を排出する方式であり、2014年に自由提案型として基準を制定したものである。

本基準は、「洗濯機用サイホン排出管」の構成部品である洗濯機設置台について、幅・奥行き共に500～640mmの範囲で調整可能で、スペースに合わせて大きさを変えられる洗濯機設置台が開発されたことから、「洗濯機用サイホン排出管」のユニット別基準として基準を制定したものである。